



■お問い合わせ/
障害者支援室 ☎ 082(513) 3161 FAX 082(223) 3611
E-mail fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
保健対策室 ☎ 082(513) 3069 FAX 082(228) 5256
E-mail fuhoken@pref.hiroshima.lg.jp

共に生きる社会をめざして

障害のある人ない人も、社会の一員としてお互いを尊重し、支えながら、自立して生活ができる社会をめざすことを「ノーマライゼーション」といいます。

このノーマライゼーションの実現に向け、国際連合による「国際障害者年」(昭和56(1981)年)を契機として、国内外でさまざまな取り組みが行われています。

平成16(2004)年6月には障害者基本法が改正され、新たに「国民の責務として、障害のある人の人権が尊重され、障害のある人が差別されることない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」という規定が設けられました。

平成18(2006)年4月には障害のある人の自立と社会参

加を支援するために障害者自立支援法が施行されました。同法に基づき広島県でも、「広島県障害福祉計画」を策定し、「障害のある人が地域で安心して暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、障害のある人が日常生活を営む上では、いまに多くのバリア(障壁)があり、障害のある人は、さまざまな面で、不自由、不利益または困難な状況に置かれています。

ノーマライゼーションを実現するためには、障害の特性や障害のある人を理解することも、障害のある人を取り巻くさまざまなバリアを解消する必要があります。

障害のある人に対する正しい理解を

障害のある人にとっても、生まれた時からの障害や、病気や事故による障害、老化がもたらす病気による障害など、その状況はさまざまです。最近では障害の重度化・重複化や障害のある人の高齢化が進んでいます。

また、①高次脳機能障害、②発達障害など、これまであまり知られていない障害もあります。

①高次脳機能障害とは

頭部外傷(交通事故などによる脳外傷)や脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)などの疾患で脳が損傷を受けたことにより、「新しいことが覚えられない」「場所が分からなくなる」「集中力が続かない」「意欲がなくなった」「人間関係が保てなくなってしまった」といった症状が現れ、社会生活において困難を来たすことがあります。このような症状は外見からは分かりにくいため、家族をはじめ周囲の人たちが本人の症状を正しく理解することが必要です。

社会復帰にあたっては適切な診断・評価、特性に応じたリハビリテーションなどの長期的な支援が求められています。

障害のある人が感じている不便さや必要としている支援は、障害の特性や状態によって異なります。

障害のある人を「障害者」としてひとまとめに考えるのはなく、障害は多種多様で、同じ障害でも一律でないことを理解し配慮していくことが必要です。

②発達障害には

自閉症、アスペルガー症候群[※]、そのほかの広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、学習障害(LD)などがあります。脳機能の障害といわれており、通常低年齢において表現するものです。性格や育て方などが原因となるものではありません。

本人の努力だけでは解決できないことが多く、一方的に本人に努力を強いて、苦手なことを克服させようとすることは、二次障害などのさらなる困難を負わせてしまう危険性があります。

早期に発見し、その人の特性に合わせて、周囲の人たちが理解し配慮していくことが大切です。

※アスペルガー症候群とは、自閉症と同じように周囲の環境や人から適切に情報を受け取ることや自分の思いを伝えることが困難である、かつ知的発達や言葉の遅れを伴わないものをいいます。

発達障害に理解とサポートを。



発達障害に関する相談を受付中
広島県発達障害者支援センターの連絡先は裏面をご覧ください。

バリアフリーの実現

人は誰でも暮らしの中で、さまざまなバリアを感じることがあるでしょう。特に、障害のある人は、暮らしの中でバリアを感じる機会がたくさんあります。

例えば、障害のある人に対する誤った認識や偏見などといった心のバリアや、建物や駅のエレベーターの不備、歩道や道路の段差などの物理的なバリア、音声案内や手話通

表面だけ見て誤解しないで

発達障害がある人は、周囲の環境や人から適切に情報を受け取ることや自分の思いを伝えることが困難です。分りやすいという、自分なりの解釈で考えたり学習したりしているため、世間で「当たり前」とされていることとズレが生じてしまします。例えば、(解釈の仕方が違っているために何回言っても意図が通じない、相手の気持ちを察しにくいといった特徴から、「失礼な人だ」と誤解されがち)。発達障害は見た目は分かれませんから、周囲の人が困ることも少なくありません。そんなときは、もしかして理解の仕方が違うのかなど別の角度から考えてみてあげてください。

適材適所で力を発揮

就労面では、発達障害がある人は、同じパートで繰り返し行なうような作業において、誰よりも早く正確にできるようになります。ほかにも記憶力を生かせる仕事や、ルールや順番を守ることが得意なので、手順に従って進めるような仕事に向いています。

発達障害がある人は、周囲の理解とサポートを得て能力を十分発揮できます。能力を伸ばすためには、なるべく早い時期からの支援と、社会全体で受け入れ、サポートしていく環境づくりが大切だと思います。

だれもが いきいきと 生活できる 社会に

障害者の雇用について

障害のある人が、就職し、自立した生活を送ることは、自己実現と社会参加を果たす上で、大変意義のあるものです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が56人以上の民間企業の事業主は、常用雇用労働者の数の1.8%以上の障害者を雇用しなければなりません。

しかし、本県の障害者雇用率は1.55%(平成18(2006)年6月1日現在)で法定雇用率を下回っており、ひとりでも多くの障害のある人が、適性に応じた職業に就いて、持てる能力を發揮できるよう、さらなる取り組みが求められています。

公正採用選考について

わが国の憲法ではすべての人に基本的人権の一つとして「職業選択の自由」が保障されています。これは「就職」が私たちにとって、生活の安定や、勤労を通じた社会参加など、生活を営む上で極めて重要な意味を持っているためです。

しかし、今日では採用選考の面接試験で「家族の職業」や「家庭環境」などを質問したり、あるいは興信所などを通じて応募者の身元調査をするなどの不適切な選考を行う事例が見受けられます。

このような行為は、憲法で保障された応募者の基本的人権を侵害するものであり、公正な採用選考の理念に反するものです。

企業は、多くの人の働く場を提供する事業主として、すべての応募者に対して就職の機会均等を保障し、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考を実施する必要があります。

お問い合わせ/雇用対策室 ☎ 082(513) 3425 FAX 082(222) 5521

E-mail syokyou@pref.hiroshima.lg.jp

研修用に人権啓発ビデオの貸し出しを行っています。

詳しくは <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>
広島県ホームページトップへ くらし 人権啓発 人権ライブラリー

お問い合わせ/人権・男女共同参画室 ☎ 082(513) 2734 FAX 082(227) 2549

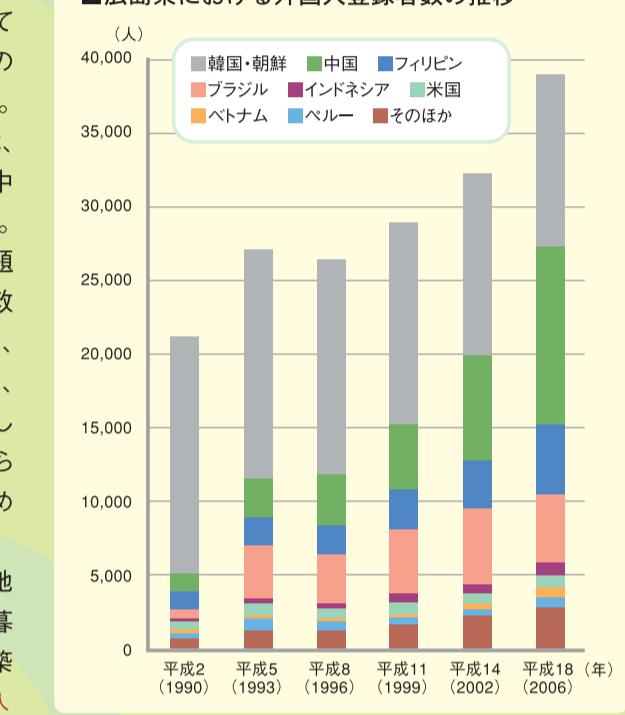
E-mail kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

同じ人間だもの
わたしたち人間とは
たとえていうと
大きな木に実つた
たくさんの果実。
わたしたち人間とは
たとえていうと
大きな木に実つた
たくさんの果実。

外国人

■お問い合わせ/ 国際室
☎ 082(513) 2359 FAX 082(228) 1614
E-mail soukokusai@pref.hiroshima.lg.jp

広島県における外国人登録者数の推移



「ひろしま国際情報ネットワーク(Hiroshima International Information Network)」(通称:ヒント)には、イベント情報をはじめ、海外渡航・経済、ボランティア、6カ国語(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ボルネオ語、スペイン語)による外国籍県民の皆さん向け「ひろしま暮らしのガイド」など、さまざまな情報が盛りだくさん。県内の国際化推進をめざして、皆さんの国際活動に役立つ情報を提供するサイトです。

■お問い合わせ/ 人権・男女共同参画室
☎ 082(513) 2734 FAX 082(227) 2549
E-mail kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

同和問題

同和問題とは、同和地区や被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるというそれだけの理由で、結婚を反対したり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、わが国固有の人権問題です。

わが国社会の歴史的発展の過程でつくられた身分差別により、国民の一部の人たちが長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。

一方、差別意識については、教育や啓発の取り組みにより着実に解消に向けて進んできましたが、結婚問題などにみられるように同和問題に関する偏見や差別意識は依然として存在しています。

また、インターネットを利用した悪質な差別情報の掲載など、情報化社会を反映した問題も生じています。

私たちは同和問題を正しく理解し、認識を深めていく必要があります。

■お問い合わせ/ 人権・男女共同参画室
☎ 082(513) 2734 FAX 082(227) 2549
E-mail kenjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

アイヌの人々

「アイヌ」とはアイヌ語で「カムイ(神)」に対する「人間」という意味です。北海道などに古くから住んできたアイヌの人々は、自然の恵みに感謝し、人間を深く愛し、平和な暮らしを送っていた民族です。

江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程で、アイヌの人々の独自の文化や風習は禁止され、日本語の使用や生活習慣の和風化という同化政策が強制的に進められました。この結果、アイヌの人々は、独自の文化や風習、伝統などへの理解を深めることにつながりました。